

だれもが安心して移動できるまちになるように

2026年3月30日
認定NPO法人ポロクル
理事長 有村 幹治

2026年4月1日から、自転車の交通違反に対し「交通反則通告制度（通称：青切符）」が適用されます。この制度は自転車に対する取り締まりを厳しくするためではありません。自転車は身近で手軽な乗り物という認識が強く、その気軽さゆえに、自転車利用者自身だけではなく、歩行者にとっても危険な行動が常態化している現状があります。青切符は、こうした危険な事象を減らすことで、誰もが安全に安心して道路を利用できるようにするための仕組みとして導入されるものであると、私たちは理解しています。

令和6年度中に発生した自転車乗車中の死亡・重傷事故の約4分の3が、自転車側にも信号無視や一時不停止、無灯火などの基本的なルール違反があるとされています。

自転車のルールを“知ること”と“守ること”は、まず何より「自分の安全を守るために欠かせない行動」です。そして同時に、歩行者の安全を守ることにつながります。

自転車は車両であり、歩行者を守るために原則として車道の左側を通行することとなっています。しかし「どんな状況でも必ず車道へ」ということではありません。交通量や路面状況、利用者の技能などに応じて、自分の安全のために最適な通行位置を選ぶことが大切です。ただし、歩道は歩行者のための空間であることを忘れず、歩道を利用する場合は徐行または押し歩きで安全に通行し、歩行者への配慮をお願いします。

また、自動車を運転される皆様へも「自転車は車両であり、車道を通行する」ことへの理解と、ゆとりある距離を保った運転をお願いします。

ポロクルは、道路を利用するお互いが存在を認め合い、思いやりを持って行動し、「自分を守り、歩行者を守り、だれもが安心して移動できるまち」が実現するよう、利用者のみならず、警察、行政、地域の関係者の方々とともに、これからも活動を続けてまいります。